

生活習慣病予防健診を利用していない事業所様へ

事業者健診（定期健診）結果データの提供にご協力ください

40歳から74歳の被保険者のうち、協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診していない方について、事業者健診（定期健診）結果データの提供をお願いしています。

健診結果データを提供していただくと、(1)従業員の健康管理や(2)健康保険料の負担軽減につながります。

健診結果データの提供に同意すると・・・

(1) 従業員の健康管理につながります

提供いただいた健診結果に基づき、生活習慣病のリスクがある方は健康サポート（特定保健指導）を無料で受けられます。

保健師または管理栄養士が面談を行い、健診結果や生活習慣に応じた改善策を一緒に考え、生活習慣改善のアドバイスをします。



(2) 健康保険料の負担軽減につながります

協会けんぽでは、特定健診の受診率向上等の健康づくりの取り組みを評価し、保険料率に反映させています。

皆様の取り組みが保険料の負担軽減につながりますので、ぜひ健診結果データの提供にご協力をお願いします。

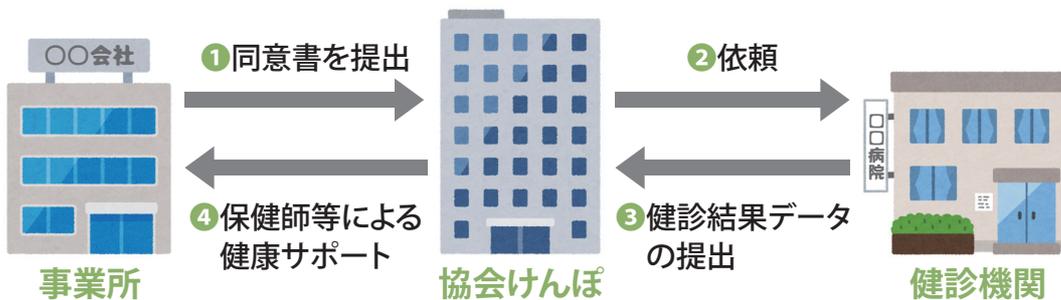
事業者健診を受診していても、健診結果データの提供がないと、未受診とみなされます



健診結果データの提供方法は？

協会けんぽに事業者健診（定期健診）結果データ提供に関する同意書（以下同意書）を提出してください。提出のあった同意書をもとに協会けんぽが健診機関に手続きします。

同意書はホームページからダウンロードできます。



すでに同意書を提出済みの場合や、協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診している場合は、同意書を提出する必要はありません。



従業員の個人情報を提供することになるけれど、問題はないの？

「高齢者の医療の確保に関する法律（第27条）」にて事業主が健診結果を医療保険者に提供することが義務づけられているので問題ありません。

また、「個人情報の保護に関する法律（第23条）」に基づく場合に該当するので、受診者本人の同意も必要ありません。

令和6年1月中旬～下旬に医療費のお知らせを送付します

協会けんぽでは、健康保険で診療を受けられた加入者の皆様に、健康保険に対する関心を高めていただくために年に1度、医療費のお知らせをお送りしています。

対象期間 令和4年10月から令和5年8月診療分

※令和5年11月上旬時点で、退職等で健康保険の資格が無い場合や、対象期間に医療機関等の受診が無い等の場合は作成されません。

送付先 事業所(任意継続被保険者については自宅)に届きます

医療費のお知らせは、医療費控除の申告手続きで医療費の明細として使用できます

確定申告については税務署にお問い合わせください。

マイナンバーカードをお持ちの場合は、確定申告の手続きの際に医療費のお知らせ等がなくても、マイナポータルと連携して医療費情報を「医療費控除の明細書」に自動入力できます。詳しくは、国税庁のホームページを確認してください。

事業主様へ

「医療費のお知らせ」は医療費に関する個人情報であるため、**開封せずに**従業員に渡してください。また、退職等の場合には、お手数をおかけしますが、当協会へ返送してください。



はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方



はり・きゅう、あん摩・マッサージの施術について、一定の要件を満たす場合は、「療養費」として健康保険の対象になります。

健康保険の対象となる場合 (1) (2) のいずれも満たす場合のみ

はり・きゅう

- (1) 神経痛やリウマチ、腰痛症等の対象の傷病である。
- (2) 医師による適当な治療がなく、はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意がある。

あん摩・マッサージ

- (1) 筋麻痺、関節拘縮等医療上マッサージを必要とする症状である。
- (2) 症状改善を目的としてあん摩・マッサージの施術が必要と医師が同意している。

健康保険の対象とならない場合

はり・きゅう

- はり・きゅうの施術を受けながら並行して医療機関で同じ傷病の診療を受けたとき。(医師から薬やシップを処方された場合も健康保険の対象外になります。)
- 医師の同意のない施術

あん摩・マッサージ

- 疲労回復や慰安目的等のマッサージ
- 医師の同意のない施術



はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方について詳しくはこちら

【お問合せ先】和歌山支部代表 (TEL 073-421-3100)

